

2024（令和6）年8月29日

総長 萩 野 昭 裕 様

ジェンダー平等推進委員会

委員長 赤 松 徹 眞

## 宗門におけるジェンダー平等推進について（中間報告）

ジェンダー平等推進委員会（以下「委員会」という。）は、2024（令和6）年度 宗務の基本方針の具体策に「宗門におけるジェンダー平等の推進」が掲げられ、2024（令和6）年6月3日付にて発布・施行の「宗門におけるジェンダー平等推進基本規程」（令和6年宗則第3号。以下「規程」という。）に基づき、同12日付にて設置された。

規程第1章には、宗制に定める宗門の基本理念に基づき、宗門を構成する一人ひとりが、多様性を認め合い、平等で公平な宗門を構築するため、総局をはじめとする宗務員が宗務を推進するうえでの責務並びに宗門に所属する僧侶、寺族、門徒及び信徒の責務を明らかにし、宗門におけるジェンダー平等を推進することが目的として定められ、規程第2章には、ジェンダー平等推進の基本理念として、「あらゆる人々の人権の尊重」、「宗門における慣行についての是正」及び「共同参画する機会の確保」が定められている。

ゆえに本委員会の取り組みは、信心に基づき、性差別をはじめとするあらゆる人権侵害の撤廃に取り組み、多様性を認め合う同朋教団の確立を目的とするものでなければならない。

これまで、宗門において性差別に対する取り組みが全くなかったわけではない。宗門では、2001（平成13）年に「男女共同参画を考える委員会」から、教団の変化と男女共同参画の必要性等に言及した『提言書～教団の男女共同参画をすすめるために～』（以下「2001年提言書」という。）が提出されている。

しかしながら、宗門の現状を顧みたとき、男女共同参画がはかられているとは言い難い状況にある。その要因の一つとして、これまで2001年提言書が施策として継続的に実施されず、成果や課題等の検証が十分に行われてこなかったことが考えられる。

また、現代社会では、一人ひとりの個性に対してその多様なあり方を認め、その多様性を尊重するダイバーシティの概念など、性差別に関わる差別理論や人権意識等にも大きな変化が生じている。

これらを踏まえ、本委員会においては、2001年提言書の理念を継承しつつ、これまでの宗門における男女共同参画への取り組みを検証するとともに、あらためて今日のあらゆる

差別の諸課題に取り組む必要性を確認のうえ、協議を重ねた結果、今後の宗門におけるジェンダー平等推進の方針を示すため、下記の通り中間報告を行うものである。

## 記

### 【男女共同参画の現状と課題】

2001年提言書は、「差別の現実からの出発」という宗門の当時の基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）、現在の「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の原則から始まっていることが明記され、教団の性差別の歴史、性差別の現況報告及び今後の課題について、示されている。

その中において、当時女性の参画が少しずつ増加しながらも、性差別的な障壁により、それが妨げられている現実や、リーダー的な役割につけていないことが指摘されており、その要因としてジェンダー意識による坊守観や、男性偏重の組織構成、教学等における反性差別の教学への取り組みの弱さなどが挙げられている。

これらについて、一定の取り組みの成果や、寺院内外の社会意識の変化により解消が進んだ点もあると考えられるが、以下について概観する。

### 1. 門信徒組織について

本宗門は、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり（『宗制』前文）、僧侶、寺族、門徒及び信徒の宗門を構成する全ての人々が、ともに「御同朋御同行」として集うものである。それは「誰一人取り残すことなく」という今日、SDGsにも掲げられる目標でもあるが、阿弥陀さまがお示しくくださったご本願をいただく教団として自明の形である。ゆえに僧侶だけではなく、全ての門信徒が宗門に参画するために、どのような施策を実行していくかということは、常に中心的な課題でなければならない。

そのため本委員会では、性差別やあらゆる人権侵害などの諸課題がその妨げになっていないかということを常に精査する必要がある。

門信徒組織としては、仏教婦人会をはじめとする様々な教化団体があるが、現在、寺院や教区の現場等において、社会意識の変化や構成員の減少などから、ジェンダー意識に基づく教化団体への変化を求める声もある。

それぞれの活動の意義を失うことなく、全ての人が参画できる性差を越えた門信徒組織をいかにつくるのか、将来的に検討すべき課題である。

## 2. 一般寺院について

2001年提言書では、全僧侶の中に占める女性僧侶の割合はさらに増えると予見しており、2001（平成13）年の28.1%から、2023（令和5）年には33%と増加している。

そのうち、特に大きく増加しているのは、女性住職の割合である。2001（平成13）年の207人から、2023（令和5）年には415人とほぼ倍の数字となっており、教区によって大きな偏りはあるものの、今後もこれらの比率は増加していくと考えられる。

それに伴い、教区や組においても、女性が参画する機会が増え、一般寺院においても役員の女性参画がすすんでいる現状にある。

一方で、住職と坊守に対するジェンダー意識からの偏見や性差に対する障壁は未だ根強く、宗門においては、引き続き、教区や組における女性役職者の増加につながる取り組みとともに、具体的課題の抽出や制度的な見直しが必要であると考えられる。

## 3. 教学の取り組みについて

2001年提言書では、「教学の取り組み」についても指摘されている。現在、各教区、組での「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発僧侶研修会のテーマである『み教えと差別の現実』では、經典の用語を通して性差別についても学びを深めているが、組においては取り組みの途上であり、実施状況は十分とはいえない。セクシャルハラスメントや性の多様性も含めて、今日の人権課題とみ教えについて、今後もこれらを中心に継続して学びを深めていく必要がある。

## 【今後の方針】

### 1. 研修体制等の充実について

2024（令和6）年7月に宗務職員を対象に実施したアンケート調査の結果によると、宗務職員のジェンダー平等・ダイバーシティ推進に対する関心は高いが、そのなかで「職場における男女の地位は平等になっていないと思う」と回答した人の割合は、3割以上であった。

これらの結果を踏まえ、本委員会としては、宗門におけるジェンダー平等・ダイバーシティ推進を実現するためには、まず宗務職員の意識や認識を高めることが喫緊の課題であり、具体的な取り組みをすすめるためには、研修体制の充実、ハラスメント対策、宗門全体を対象とした実態・意識調査を長期的かつ継続的に実施することが必要と考える。

今後、アンケート調査の詳細な結果については、中央・地方宗務機関において、各々の現場に即した具体的課題等があらかになるよう、集約・分析を行う。

## 2. 推進体制について

現在、宗門内に宗門全体における性差別やハラスメント事案発生時に対処できる場は存在しない。

また、2001年提言書の内容が、宗門の施策として十分に継続されてこなかった現状を踏まえ、宗門におけるジェンダー平等推進は、一過性のものではなく、未来のために継続した取り組みが重要である。具体的には「宗門内において性差別をはじめとするあらゆる人権課題について、総合的かつ主体的に取り組む相談窓口や専門部署等の設置」が望まれる。永続的に推進できる体制を要望する。

なお、宗門内においてジェンダー平等推進の理念や主旨を周知・浸透させるため、具体的な取り組みとして、本年度内に研修会やパネル展の開催、機関紙による広報等を行うことを提案する。

本委員会においては、引き続き、宗門を取り巻く環境や急激に移り変わる社会の変化に伴う人権課題や人々の意識の変化も見据え、宗門におけるジェンダー平等を推進するための具体的な方針について、協議を行う。

以 上

### 【委員会について】

#### 1. 委員会の組織 〈2024（令和6）年6月12日組織〉

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 委員長  | 赤 松 徹 眞（本願寺史料研究所長、元龍谷大学学長）                    |
| 副委員長 | 岩 田 真 美（企画諮問会議委員、大阪大谷大学教授）                    |
| 委 員  | 安 食 真 城（龍谷大学宗教部課長）                            |
|      | 石 崎 博 敍（連研中央講師、一般財団法人同和教育振興会講師<br>団講師）        |
|      | 岩 本 智 依（中央仏教学院講師、一般財団法人同和教育振興会<br>常務理事・講師団講師） |
|      | 宇 治 和 貴（筑紫女学園大学教授）                            |
|      | 菅 原 俊 軌（宗会議員）                                 |
|      | 西 永 亜紀子（築地本願寺職員〈教化育成部・SDGsプロジェクトリーダー〉）        |
|      | 野 世 阿 弥（浄土真宗本願寺派布教使）                          |

矢 野 治世美（熊本学園大学准教授、熊本教区実践運動委員会同  
朋部部員）

以上10名（各50音順）

## 2. 開 催 経 過

第1回委員会（WEB会議）

日 時 2024（令和6）年6月25日（火） 10:30～11:55

場 所 伝道本部2階 研修室③

第2回委員会（WEB会議）

日 時 2024（令和6）年7月16日（火） 10:30～12:15

場 所 伝道本部3階 会議室③

第3回委員会（WEB会議併催）

日 時 2024（令和6）年7月23日（火） 10:30～11:50

場 所 伝道本部3階 会議室②

第4回委員会（WEB会議併催）

日 時 2024（令和6）年8月6日（火） 10:30～12:10

場 所 伝道本部3階 会議室③

第5回委員会（WEB会議併催）

日 時 2024（令和6）年8月23日（金） 10:30～14:30

場 所 伝道本部3階 会議室③

第6回委員会（WEB会議併催）

日 時 2024（令和6）年8月29日（木） 13:30～15:10

場 所 伝道本部3階 会議室③

以 上